

船舶事故等調査報告書

平成27年3月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第93号
事故等種類	作業員負傷
発生日時	平成25年3月15日 06時54分ごろ
発生場所	香川県直島町直島北西方沖 讃岐寺島灯台から真方位235° 420m付近 (概位 北緯34° 28.70' 東経133° 58.11')
事故等調査の経過	平成25年6月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	交通船兼作業船 きり、14トン 273-12594 大阪、辰巳物流株式会社（船舶借入人 深田サルベージ建設株式会社）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 作業員A 作業員B
死傷者等	軽傷 1人（作業員B）
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、作業員3人及び工事関係者1人を乗せ、直島北西方沖において、起重機船に使用する錨に取り付けられたワイヤロープ（以下「本件ワイヤロープ」という。）を船首部からウインチを用いて巻き揚げる作業を実施していた。</p> <p>作業指揮者である作業員Aは、本件ワイヤロープのリードワイヤロープ端に取り付けられたプラスチック製ブイ（以下「本件ブイ」という。）（重さ約12kg）が船首部下方に近づいて来たので、本件ブイを見ながらウインチを停止するように手で合図を行った。</p> <p>作業員Cは、ウインチの操作をしていたが、作業員Aの合図の意味が分からなかった。</p> <p>作業員Bは、船首甲板で作業を行っていたところ、その頭部等に船首部のガイドローラ部で跳ね上がった本件ブイが当たり、負傷した。</p> <p>作業員Bは、病院へ搬送され、頭部打撲及び右耳介部裂創と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生時の概略図、写真1 事故発生時の状況 参照）</p>
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.2m
その他の事項	本件ワイヤロープの一端には、リードワイヤロープ（長さ約30m）及び化学繊維製リードロープ（長さ約10m）が順に取り付けら

	<p>れ、また、リードワイヤロープと化学繊維製リードロープ間のアイ（輪）に長さ約1.2mの化学繊維製ロープを介して本件ブイが取り付けられていた。</p> <p>本船は、起重機船側のリードワイヤロープに揚錨船を介して本件ワイヤロープを連結させる作業に従事していた。</p> <p>本件ブイは、日頃、本船の船内に引き揚げられる際、ウインチを一旦停止してから手で引き揚げられていた。</p> <p>作業員Cは、臨時の作業員であり、事前打合せが行われなかったため、作業手順やウインチを停止する際の合図が伝えられていなかった。</p> <p>作業員Bは、ヘルメット及び救命胴衣を着用し、化学繊維製リードロープを^{きぼ}捌く作業を行っていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、直島北西方沖において、本件ワイヤロープの巻揚げ作業中、本件ブイが船内に引き揚げられる際、ウインチが停止されないまま引き揚げられたことから、船首部のガイドローラ部で跳ね上がり、作業員Bに当たり、作業員Bが負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が直島北西方沖において、本件ワイヤロープの巻揚げ作業中、本件ブイが船内に引き揚げられる際、ウインチが停止されないまま引き揚げられたため、船首部のガイドローラ部で跳ね上がり、作業員Bに当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業実施に当たっては、作業手順、作業時の合図の方法及び注意事項等についての事前打合せを行うこと。 ・ 作業指揮者は、ウインチを停止する等の指示を行う際、手で合図を行うほか口頭でも行い、指示が伝わったか否かの確認を行うこと。

付図1 事故発生時の概略図

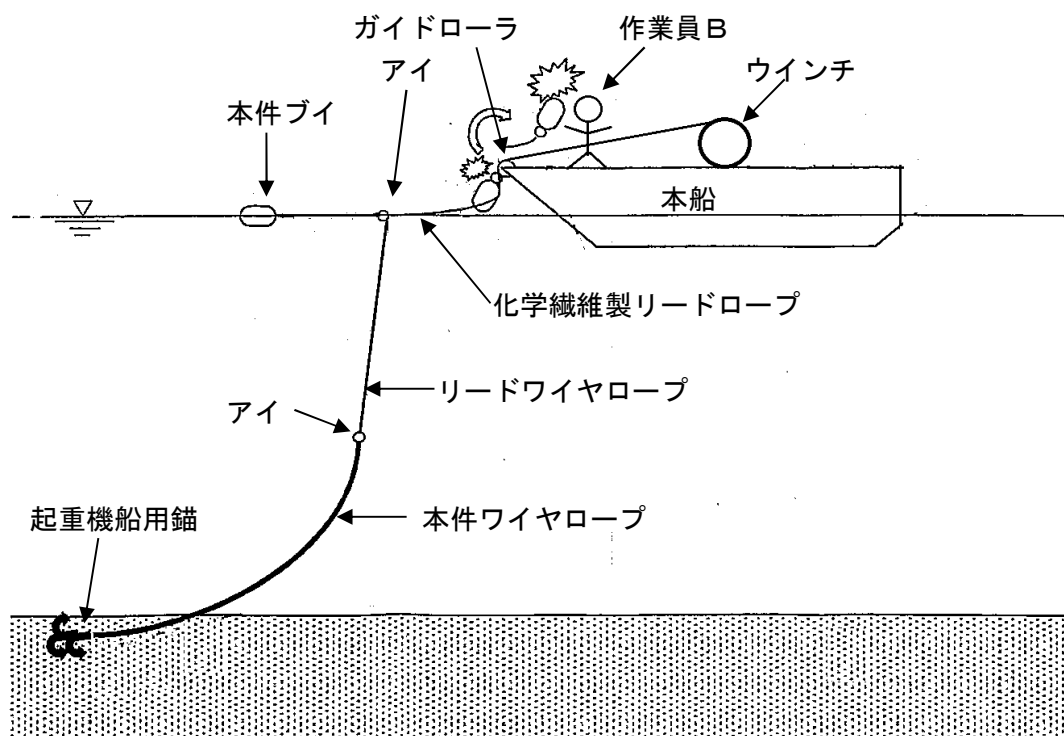


写真1 事故発生時の状況

